

【質問票1】

Q(1)

玉野市協働のまちづくり推進委員会で中間支援組織の設置が議論されていますが、具体的な設置へと向けてすすめいかれますか？

A その他

現在議論して頂いているのは、中間支援組織それ自体の必要性から議論して頂いています。議論のスタートが「設置ありき」ではないので、この質問への回答は「未定」とさせて頂きます。

Q(2)

国際的な目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の目標達成に向けて、積極的な取り組みを新市政ですすめられますか？

A その他

現時点では、岡山連携中枢都市圏の枠組みの中で岡山市を中心に協働・ESDの取り組みがスタートしたばかりといった段階であり、この動向を見ながら、今後の状況変化に適確な対応を講じたい。

そのために必要な環境は、市長部局の協働推進課と教育委員会の社会教育課の併任により既に整っていると考えています。

Q(3)

総務省が提案する地域運営組織のような、小学校単位程度の地域組織による地域課題解決の仕組みづくりすすめられますか？

A その他

現在、地域組織については、質問(1)の中間支援組織と同様、今後のそのあり方等を含めて検討している段階であり、質問の総務省の提案する地域運営組織をはじめ、厚生労働省の地域包括ケアシステムや地区社協制度、文部科学省の地域学校協働本部（活動）等々の動向も視野に入れた対応が必要と考えています。

【質問票2】

【1】-(1)

A 4

<自由記述欄>

平成24年4月に玉野市協働のまちづくり基本条例を策定しています。

同条例により市民委員により構成された玉野市協働のまちづくり推進委員会がチェック機関として設置されています。

【1】-(2)

A 2

<自由記述欄>

前述条例の素案となった指針づくりの段階から市民委員による検討状況、経過等を公開していました。

現在は、上述の玉野市協働のまちづくり推進委員会の議事要旨などを公開しています。

【1】-(3)

A 3

<自由記述欄>

前述の玉野市協働のまちづくり推進委員会で行われています。

【2】-(1)

A 2

<自由記述欄>

担当部署は協働推進課を設置、制度は協働のまちづくり事業補助制度を運営しています。

【2】-(2)

A 2

<自由記述欄>

各部署に協働のまちづくり推進主任者を置き、随時研修等を行っています。

また、協働のまちづくり事業補助制度の運用にあたっては、関連部署の推進主任者に対し事業への意見照会も行っています。

【2】-(3)

A 4

<自由記述欄>

前述の協働のまちづくり推進主任者への随時研修や、意見照会をおこなった協働のまちづくり事業の評価結果、実施後の事例集の提供等により情報共有に努めています。

【2】-(4)

A 3

<自由記述欄>

前述のとおり、事例集の情報を共有しています。

また、市民の皆様が受講する研修会、講座へ協働のまちづくり推進主任者が参加する試みを行っています。

【3】-(1)

A 1

<自由記述欄>

個別の事例を提案できる制度は前述の協働のまちづくり事業補助制度のみです。
また、前述の地域懇談会も提案の機会と捉えることができる考えます。

【3】-(2)-ア

A 2

<自由記述欄>

協働のまちづくり事業補助制度の採択事業の決定は、市民委員で構成された玉野市協働のまちづくり事業評価委員会の審査を経る仕組みとしています。

【3】-(2)-イ

A 6

<自由記述欄>

前述の市民委員により構成された玉野市協働のまちづくり事業評価委員会が審査にあたっています。

【3】-(2)-ウ

A 5

<自由記述欄>

申請者に対し、審査結果(採点結果)と審査にあたった前述の委員会からのコメントを添え通知しています。

【3】-(3)

A 5

<自由記述欄>

毎年度協働のまちづくり事業補助制度により補助金を交付した事業の事例集を作製しています。

冊子は補助金を交付した事業の申請者すべてと、市職員、そして、市ホームページ上に毎年度公開しています。

【3】-(4)

A 2

<自由記述欄>

これまで教育委員会社会教育課中央公民館が主催する地域人づくり大学(講座)と連携し、講座、研修を行っています。これらに前述の協働のまちづくり推進主任者等の市職員も参加することがあります。

【4】

A 3

<自由記述欄>

現在、評価・ふりかえりの部分は不十分と感じています。現行制度の見直しの際には、改善・向上に向けた検討をしたい考えがあります。

【5】-(1)

A 5項目すべて□チェック(該当)

<自由記述欄>

①条例を公布／②事例集を作製、公開／③協働のまちづくり事業を募集／④玉野市協働のまちづくり行動計画を策定、公開／⑤玉野市協働のまちづくり推進委員会の議事要旨を公開、といった取り組み状況となっています。

【5】-(2)

A 4

<自由記述欄>

前述の事例集を公開しています。

【6】-(1)

A 1

<自由記述欄>

公民館＝公民館運営審議会のように施設ごとに市民意見を反映できる既存の仕組みを活かしつつ、情報公開をすすめたいと考えています。

【6】-(2)

A 1

<自由記述欄>

上記質問と同様に、いたずらに新たな仕組みづくりに走らず、指定管理者制度そのものが真に市民の皆様に利益をもたらすような運用に努めたいと考えています。

(公共施設そのものが多様な行政目的を有していますから、画一的な監査・評価が、指定管理者制度の運用によってもたらされるメリットを損なうようなことがあっては、市民サービス、行政効率の低下を招く可能性もあると考えます。)